

## 奄美市告示第23号

奄美市運輸事業者物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定めた。

令和8年3月10日

奄美市長 安田 壮平

### 奄美市運輸事業者物価高騰対策支援金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍からの経済活動の再開に伴う世界的な原油需要のひっ迫及び円安を背景とした燃油価格の高騰の影響を受けている路線バス、タクシー等の公共交通事業者及び運送事業者を対象に、経営負担の軽減と安全で安定した運行の確保及び維持を図るため、予算の範囲内において奄美市運輸事業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業に供する車両
- (2) タクシー 道路運送法第3条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業に供する車両
- (3) 事業用普通貨物自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車のうち、同法第58条に規定する自動車検査証

(以下「自動車検査証」という。)の用途が貨物又は特種である事業用車両であって、かつ、貨物自動車運送事業の用に供するもの

(4) 大型貨物車 車両総重量8,000キログラム以上又は最大積載量5,000キログラム以上の事業用普通貨物自動車

(5) 中型貨物車 車両総重量3,500キログラム以上8,000キログラム未満又は最大積載量2,000キログラム以上5,000キログラム未満の事業用普通貨物自動車。ただし、霊柩車を除く。

(6) 小型貨物車 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車のうち、自動車検査証の用途が貨物又は特種である事業用車両であって、かつ、貨物自動車運送事業の用に供するもの。ただし、霊柩車を除く。

(7) 軽貨物車 道路運送車両法第3条に規定する軽自動車のうち、自動車検査証又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証の用途が貨物又は特種である事業用車両であって、かつ、貨物自動車運送事業の用に供するもの。ただし、霊柩車を除く。

(8) 運転代行随伴車 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に規定する随伴用自動車  
(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日時点で次に掲げる事業を行う法人又は個人事業者で、奄美市内に本社があるもの
- ア 一般乗合旅客自動車運送事業
  - イ 一般乗用旅客自動車運送事業
  - ウ 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業

エ 自動車運転代行業

- (2) 市税等（申請日時時点で納期が到来している税目）に滞納がないこと。
- (3) 政治団体，宗教上の組織又は団体でないこと。
- (4) 奄美市暴力団排除条例（平成25年奄美市条例第7号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等でないこと。

（支給対象車両）

第4条 支援金の支給の対象となる車両は，前条に規定する支給対象者が事業の用に供している車両のうち，自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）における使用の本拠の位置が本市内である路線バス，タクシー，大型貨物車，中型貨物車，小型貨物車，軽貨物車及び運転代行随伴車とする。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は，次の表のとおりとする。ただし，1事業者につき1回限りの支給とする。

区分	支援金の額（1台につき）
路線バス	10万円
タクシー	4万円
大型貨物車	8万円
中型貨物車	6万円
小型貨物車	4万円
軽貨物車	2万円
運転代行随伴車	2万円

（支援金の支給申請等）

第6条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 奄美市運輸事業者物価高騰対策支援金支給申請書
- (2) 自動車検査証記録事項の写し
- (3) 市税等納付状況確認同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類の写し

2 支援金の支給申請の提出期限は、令和8年5月31日までとする。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認める場合は、支援金の支給決定を行い、奄美市運輸事業者物価高騰対策支援金支給決定及び確定通知書（以下「確定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 確定通知書の通知を受けた申請者が、支援金を請求しようとするときは、奄美市運輸事業者物価高騰対策支援金請求書を市長に提出しなければならない。

(支援金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により支援金の支給決定を受けた者がいる場合は、当該支給決定を取り消すとともに、既に支援金の支払いが完了しているときは、その者に対して、期限を定めて当該支援金の返還を命ずることができるものとする。

(様式)

第10条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限りでその効力を失う。